

森林整備事業（保全松林緊急保護整備事業・衛生伐）標準仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、森林整備事業（保全松林緊急保護整備事業・衛生伐）を実施の際の一般的な仕様書であり、特別な指示のない限りこの仕様書により作業を施行すること。

2. 作業対象木

伐倒くん蒸対象木は岩手県が調査し、ナンバーテープを添付したアカマツ立木とする。

3. 作業内容

(1) 伐倒・集積

- ・ 被害木の伐倒は、松くい虫の幼虫が根株に残らないよう、地際付近（地際より 20cm 程度）で行うこと。その際、ナンバーテープを根株に打ちかえること。
- ・ 伐倒にあたっては、残存木の保全に留意して伐倒すること。また、周囲の施設や構造物に損傷を及ぼす恐れのあるときは、適切な作業方法を検討して伐倒すること。
- ・ 伐倒くん蒸対象木は、樹幹および末木枝条（径 3cm 程度以上）を生分解性シートに包み込める長さに玉切ること。
- ・ はい積は、生分解性シートを破損しないよう枝条を下に、樹幹を上を集積すること。

(2) 密封薬剤処理

- ・ 使用するシートは、生分解性（幅 4.0m、厚さ 0.10mm）とし、伐倒くん蒸対象木 1 m³当たり 16 m²以上使用すること。また、シートの色の指定はない。ただし、マツノマダラカミキリの活動期はシートで被覆されている必要があるため、一定期間分解しないシートを使用すること。
- ・ 薬剤は松くい虫（マツノマダラカミキリ・マツノザイセンチュウ）くん蒸剤（NCS（生分解性容器使用））を適量使用（伐倒くん蒸対象木 1 m³当たり 1L 以上）し、14 日以上くん蒸すること。
- ・ 玉切材には薬剤をかけ、直ちに生分解性シートで上部から覆い、生分解性シートの裾を土等で押さえて密封すること。
- ・ 薬剤の残留期間中は、施工箇所に薬品名、施工日時、残留期間、連絡先等を掲示し、第三者に被害等を与えないようにすること。
- ・ くん蒸期間内にシートに破損（穴）が生じた場合、軽微であればガムテープ等で補修することとし、破損がひどく補修が不可能な場合は、受注者の責任において、薬剤散布並びに被覆を再度実施すること。
- ・ くん蒸剤の容器で生分解性容器でないものは回収すること。

4. 実行上の留意事項

- ・ 事業着手にあたっては、着手届及び作業スケジュールを作成し、提出すること。
- ・ 事業の進捗状況について、都度、報告すること。
- ・ 降雨が予想される時は、薬剤処理を中止すること。
- ・ 薬剤使用時は大量の薬剤を局所的にかけないこと。
- ・ 薬剤及び資材等の購入及び使用にあたっては、薬剤・資材等受払簿により使用状況等を明確にすること。
- ・ 事業終了後には、完了届、工程ごとの管理写真、薬剤・資材等受払簿及び証拠写真、業務に従事した現場労働者の社会保険等の加入状況を示す書類を提出すること。
- ・ 薬剤使用時には、周囲に薬剤が拡散しないよう取扱いに注意すること。
- ・ 本仕様書にない定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度発注担当者と協議すること。